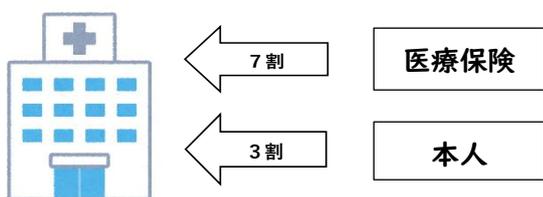


自立支援医療費（精神通院）制度

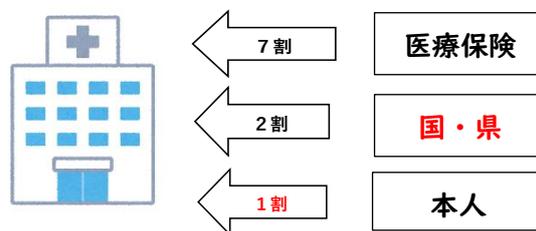
どんな制度なの？

精神疾患の治療で医療機関へ通院する際の医療費の自己負担を **1割** に軽減する制度です。

(イメージ) <自立支援医療なし>



<自立支援医療あり>



世帯の所得区分（※1）に応じて、月の自己負担には上限が設定されています。→詳しくは裏面を参照

どんな人が利用できるの？

精神疾患があり、通院による医療を継続的に要する病状の方（**入院は対象外**です）。

※症状がほとんど消失していても、軽快状態の維持・予防のために通院する場合も対象となります。

どの医療機関でも使えるの？

対象となる医療機関は、以下の4種類です。

また、登録できる医療機関は、各都道府県知事が指定した「指定自立支援医療機関」です。

- ① 病院や診療所・クリニック
- ② 薬局
- ③ デイケア
- ④ 訪問看護事業所



指定自立支援医療機関
はこちら

※特別な事情を除き、原則1か所（薬局は2か所）の登録です。

※デイケア・訪問看護事業所を登録する場合は、主治医の指示書が必要です。

申請～利用までの流れ

- STEP1 市障害福祉課で申請
- STEP2 申請内容を「茨城県精神保健福祉センター」で審査
- STEP3 審査結果が、茨城県から市役所に送付
- STEP4 市障害福祉課から「自立支援医療 自己負担上限額管理票」を郵送
- STEP5 登録された医療機関へ提示して利用

※茨城県での審査に時間がかかるため、申請～管理票が届くまで **2か月程度** お待ちいただいています。

申請には何が必要なの？

「精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）制度の申請方法」を右のQRコードからご覧ください。



時間がかかっても
お得だね♪



お問い合わせ
土浦市 障害福祉課 窓口 **4** ~ **6** 番
〒300-8686 土浦市大和町9番1号
☎029-826-1111（内線2454・2365）

<自己負担上限月額一覧>

世帯区分	本人収入または世帯ごとの税額	所得区分	自己負担上限月額
生活保護世帯	生活保護	生保	月額0円
市町村民税非課税世帯	本人収入800,000円以下	低所得1	月額2,500円
	本人収入800,001円以上	低所得2	月額5,000円
市町村民税課税世帯	税額33,000円未満	中間1	月額5,000円
	税額33,000円以上235,000円未満	中間2	月額10,000円
	税額235,000円以上	一定以上	月額20,000円 ※2

※1 この制度でいう「世帯」とは、同じ医療保険に加入している方が「同一世帯」となります。
(≠住民票の家族など)

※2 所得区分が「一定以上」の方は、原則自立支援医療費(精神通院)制度の対象外となりますが、経過的特例が適用されている期間は、自己負担上限月額が20,000円の設定のうえ、1割負担に軽減することができます。